

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会体育学校安全課長

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底について (R4. 1. 5)

全国的に新規感染者が増加する中、オミクロン株の市中感染が各地で確認されているところですが、本日、徳島県においてもオミクロン株による感染が判明しました。

今回の感染については、県内の市中感染ではないとされているところですが、オミクロン株については、その感染力の高さ等により、今後、感染者数の急増につながる事が懸念されており、本県とつながりが強い大阪府においては、オミクロン株による複数の感染者を含めた学校クラスターも発生しています。

特に今後は、入試のための県をまたぐ移動の機会の増加や、気温の低下による換気不足等により、感染リスクが高まる時期を迎えます。

つきましては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点について（通知）」(R3. 12. 27付教政第290号)及び、別添資料「令和 3 年10月13日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について（通知）」(R3. 10. 13付教政第209号)を再度御確認いただくとともに、新学期の始まりにあたり、改めて以下の点について徹底していただきますようお願いいたします。

- 1 児童生徒等及び教職員に対し、以下の点について、改めて指導するとともに、保護者に対しても周知すること。
 - ・マスクの着用、換気、手洗い、手指消毒等基本的感染症対策を徹底すること。
 - ・毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合は、登校を控えることを徹底するとともに、速やかに「かかりつけ医」等に相談すること。(※抗原簡易キットを用いて検査を行った場合でも、必ず速やかに受診すること。)
- 2 都道府県をまたぐ移動について
 - ・県をまたぐ移動については、基本的感染症対策をして行うこと。
 - ・行き先の都道府県のホームページを事前に確認しておく等、感染症状況を確認すること。また移動先で感染・発病した場合には、感染拡大防止のため、その地域の保健医療当局に協力すること。
- 3 児童生徒等及び保護者から新型コロナウイルス感染症に関する検査の受検について報告を受けた際には、速やかに徳島県教育委員会体育学校安全課まで電話で報告すること。

平日連絡先 体育学校安全課 0 8 8 - 6 2 1 - 3 1 7 1
休日・夜間連絡先 (上記連絡先に連絡がつかない場合)
徳島県庁衛視室 0 8 8 - 6 2 1 - 2 0 5 7
※体育学校安全課から、折り返し電話をさせていただきます。